

徴収の猶予申請書

大野城市長宛

地方税法 第15条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似) の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()				申請年月日	平成 年 月 日
	氏名称	印					
納付又は納入すべき徴収金	年度	税目	納期限	本税	延滞金	滞納処分費	備考
			. . .	円	円	円	
			. . .		"	"	
			. . .		"	"	
			. . .		"	"	
納付又は納入すべき徴収金のうち、徴収の猶予を受けようとする金額							
猶予該当事実の詳細 (地方税法第15条第1項該当の場合のみ)							
一時に納付又は納入することができない事情の詳細							
納付又は納入計画	年 月 日	納付又は納入金額	年 月 日	納付又は納入金額	年 月 日	納付又は納入金額	
	平成	円	平成	円	平成	円	
	平成	円	平成	円	平成	円	
	平成	円	平成	円	平成	円	
	平成	円	平成	円	平成	円	
猶予期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 月間					
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情					

添付する書類欄		
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類	<input type="checkbox"/> 収支の明細書	<input type="checkbox"/> 財産目録
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類	

収支の明細書

記載要領

国税の猶予制度の様式に準拠していますので、国税の資料を参考に記載してください。

徴収の猶予申請書

記載要領

猶予を受けようとする金額が 100万円以下 の場合には、「財産収支状況書」を「徴収の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が 100万円を超える 場合には、「財産収支状況書」に代えて、「財産目録」及び「収支の明細書」を添付して提出する必要があります。

1 「地方税法第15条第__項第__号（第5号の場合、第__号類似）の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。」欄

下線部に適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付又は納入困難となった場合の徴収の猶予	納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	第15条第1項第1号
	納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	第15条第1項第2号
	納税者がその事業を廃止または休止したこと	第15条第1項第3号
	納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと	第15条第1項第4号
	納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	第15条第1項第5号 (第5号の場合、第●号類似) (*)
法定納期限から1年を経過した日以降に税額が確定した場合の徴収の猶予		第15条第2項

* ●には、類似する号の号数を記載します。

2 「申請者」欄

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話及び氏名（又は名称）を記載し、押印してください。申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

3 「申請年月日」欄

申請書を提出する日を記載してください。

4 「納付又は納入すべき徴収金」欄

徴収の猶予の申請をするときに、未納となっている徴収金を全て記載します。延滞金については、本税の金額を納付していないときは、「要」と記載します。

5 「納付又は納入すべき徴収金のうち、徴収の猶予を受けようとする金額」欄

「納付又は納入すべき徴収金」の合計額から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額(①-②)」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付又は納入困難となった場合の徴収の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額(*)が、猶予を認められる限度額となります。

* 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

250,000円	—	50,000円	=	200,000円(①)
(納付すべき徴収金の合計額)		(現在納付可能資金額)		(納付を困難とする金額)
620,000円	—	320,000円	=	300,000円(②)
(治療費及び入院費)		(受領した保険金)		(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)
300,000円(②)	>	200,000円(①)	⇒	<u>200,000円</u>
(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)		(納付を困難とする金額)		(この欄に記載する金額)

※ 「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、徴収の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

6 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付又は納入困難となった場合の徴収の猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、法定納期限から1年を経過した日以降に税額が確定した場合の徴収の猶予を申請する場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由(*)により猶予を受けようとする徴収金の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

* この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする徴収金を納付すべきことを知ったときから徴収の猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間(おおむね1か月程度)内に徴収の猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

7 「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

《記載例》

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等	平成26年9月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷	平成26年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。	〇〇病院に治療費及び入院費として、平成26年9月から平成27年2月までの間に合計89万円を支払い、××生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、平成26年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、平成26年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出または損失となっている。
事業上の著しい損失	平成26年3月期は250万円の利益があったが、平成26年6月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、平成27年3月期は150万円の損失となってしまった。	平成27年3月期の損失150万円のうち、平成26年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
法定納期限から1年を経過した日以降に税額が確定した場合	原則として記載不要。 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする徴収金の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。)	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、残額25万円については、一時に納付することができない。

8 「納付又は納入計画」欄

「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」から転記します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を越える場合には、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄を転記します。

9 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」(*)から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする徴収金の納期限以前である場合には、納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ・ 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

10 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック (☑) を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック (☑) を付けます。

- ① 猶予を受ける金額 (未確定の延滞金を含みます。) が100万円以下である場合
- ② 猶予をうける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情 (地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど) がある場合

11 「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

※ 上記①または②に該当する場合には、この欄には「—」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

《記載例》

(不動産を担保として提供する場合)

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	種別：土地、地目：宅地、地積：120 m ² 所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△町×-×-×
-----	---	--------------------------	---

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	保証人の氏名：〇〇 〇〇 保証人の住所：〇〇市△△町×-×-×
-----	---	--------------------------	------------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	担保として提供できる種類の財産を所有して いないため。
-----	---	--------------------------	--------------------------------

担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 市長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券
- 3 土地
- 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 市長が確実と認める保証人の保証